第五条第二項中「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

第七条中「第五条、第五条の六、第五条の十六、第七条及び第七条の五」を「第三十二条、第三十七条、第四十七条、第五十三条及び第五十七条」に、「第五条中」を「第三十二条中」に、「第五条の六第五号」を「第三十七条第五号」に、「第五条の十六第五号ホ及び第七条の五第五号ホ」を「第四十七条第五号ホ及び第五十七条第五号ホ」に、「第七条中」を「第五十三条中」に改める。

第八条中「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

（旧農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第十七条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令附則第十五条の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（平成十三年農林水産省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二号中「農地保有合理化法人」の下に「又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体」を加え、同条第四号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　農地等につき耕作又は養畜の事業を行う法人

附則第三条第八号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改める。

（旧独立行政法人緑資源機構法施行規則の一部改正）

第十八条　独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十一号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

○農林水産省
国土交通省令第一号

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行に伴い、及び農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第九条第一項の規定に基づき、農住組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

農住組合法施行規則の一部を改正する省令

農住組合法施行規則（昭和五十六年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得しようとする場合には、ニに掲げる事項）」を削り、同号イ中「世帯員」を「世帯員等」に、「第二条第六項」を「第二条第二項」に改め、同号ロ及びハ中「世帯員」を「世帯員等」に改め、同号ニを削る。

附　則

この省令は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第三百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域の名称　遠野市民センター学びのプラットホーム特区

二　構造改革特別区域の範囲　遠野市の全域

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　遠野市

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（八三四（八三五））

○内閣府告示第三百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域の名称　釧路市阿寒湖温泉地区共生型福祉サービス特区

二　構造改革特別区域の範囲　釧路市の区域の一部（阿寒湖温泉地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　釧路市

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

○内閣府告示第三百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域の名称　遠野市民センター学びのプラットホーム特区

二　構造改革特別区域の範囲　遠野市の全域

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　遠野市

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（八三四（八三五））

○内閣府告示第三百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域の名称　山梨県西八代郡市川三郷町

二　構造改革特別区域の範囲　山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部（市川大門地区及び下大鳥居地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　釧路市

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域の名称　南国・土佐のまほろば　どぶろく・リキュール特区

二　構造改革特別区域の範囲　南国市の全域

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　南国市

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域の名称　高知県高岡郡四万十町

二　構造改革特別区域の範囲　高知県高岡郡四万十町の全域

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知県高岡郡四万十町

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））